

日光市公告第 8 2 号

令和 7 年 3 月 3 1 日付け日光市公告第 2 6 号により公告した地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 9 条第 7 項の規定により公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに日光市に意見書を提出することができる。

令和 7 年 9 月 3 日

日光市長 瀬 高 哲 雄

1 縦覧期間

自 令和 7 年 9 月 3 日
至 令和 7 年 9 月 1 7 日

3 縦覧場所

日光市観光経済部農政課 日光市今市本町 1 番地

4 意見書の提出方法等

- （1） 意見書を提出できる者は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の利害関係人とする。
- （2） 意見書の提出期限は、令和 7 年 9 月 1 7 日とする。
- （3） 意見書（様式自由）により日光市観光経済部農政課農政係へ直接持参、郵送等にて提出する。
- （4） 意見書には、住所、氏名及び意見内容を明記する。なお、受付時間は、執務時間内とする。
- （5） 意見書が提出された場合は、意見書の要旨をとりまとめ処理結果を公告することとする。